

ゴルフ場排水口 15 年度農薬残留実態調査 環境省



環境省は、平成2年5月に、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法やゴルフ場の排水口での遵守すべき農薬濃度目標(指針値)等を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(以下「暫定指導指針」という。)を都道府県に通知しました。それ以降、各都道府県において、同指針に基づき所要の調査、指導が行われています。環境省は、この水質調査結果について、平成2年度以降、毎年都道府県から報告を求めています。

平成15年度に都道府県において施されたゴルフ場で使用される農薬についての水質調査の結果を環境省が取りまとめました。調査結果の報告があった都道府県は43都道府県、調査のあったゴルフ場数は1,233ヵ所、調査対象農薬数は計45種類、総検体数は60,858検体でした。そのうち指針値を超過したのは0検体でした。環境省では、引き続き「暫定指導指針」に基づき、都道府県と協力してゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止のため指導を行っていきます。

資料:2004年11月12日付 環境省ホームページ

総務箇所 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

